

令和4年3月29日
自動車局安全政策課

「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました

自動車運送事業者に対し、視野障害に関する運転リスクについて周知し、眼科健診の受診や治療の継続を促進するため、視野障害対策を進めるにあたって知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました。

事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。その中で高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かずに運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まります。

このため、国土交通省では、産学官の幅広い関係者からご意見を頂きながら、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定しました。

また、本マニュアルの普及を図るための概要版（別紙参照）を作成しました。

自動車運送事業者が本マニュアルを活用することにより、眼科健診の受診や治療の継続の必要性について理解が浸透し、事業者による自主的な視野障害対策の拡大が期待されます。

※本マニュアルについては、国土交通省・自動車総合安全情報ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 安原、村上

TEL : 03-5253-8111（内線 41615、41613） 03-5253-8565（直通） FAX : 03-5253-1636

自動車運送事業者における 視野障害対策マニュアル 【概要版】



本マニュアルの狙い

- 運転者の視野障害が運転リスクとなることを周知し、交通事故を防ぐために事業者が取り組むべき内容について理解を促す。
- 眼科健診・眼科精密検査と治療、そして受診前の準備から受診後の対応までの一連の流れを具体的に示し、視野障害の早期発見・治療継続を促進する。

視野障害 を自覚しないまま運転を継続していると・・・

信号や歩行者等を見落として、
重大事故を引き起こす原因に
なりかねません！！

視野(見える範囲)が狭くなったり、一部が欠けたりする視野障害は、症状が進行するまで自覚しにくいという特徴があります。

部分的な視野欠損



信号が見えていない

視野狭窄

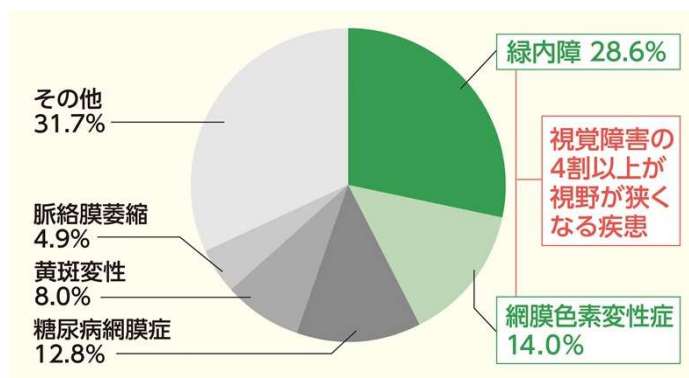


歩行者や自転車が見えていない

視野障害の 早期発見・治療の継続 が重要

< 視野障害の原因疾患 >

2018年、18才以上の視覚障害者手帳取得者 12,505名を調査



Morizane Y et al.: Jpn J Ophthalmol, 2019; 63: 26-33

早期に発見し、治療を継続することで進行を抑制できる疾患もあり、運転寿命の延伸につながります。

社内での **眼科健診の受診・眼科精密検査の受診** を検討し、運転者が健康で安全に業務ができる職場環境にしましょう。

本マニュアルのポイント

知識

1章

- ★視野が狭くなったり一部欠けたりする視野障害を自覚せずに運転を続けることで重大事故を起こす可能性がある。
- ★視野障害の早期発見と治療の継続により、運転者の運転寿命を延伸できる。

実践

視野障害の早期発見と運転寿命を延伸するための実施事項

2章-1

運転者への理解促進

事業者が実施

運転者に対して、視野障害に関する理解を促すため、社内教育や施策（簡易スクリーニング検査手法の導入・実施等）を実施する。

2章-2

眼科健診の受診と対応

定期健康診断において、視力検査のほか、眼底検査・眼圧検査等の追加検査（眼科健診）を勧める。健診で異常あり、または異常の疑いがある場合は、眼科精密検査の受診を指導する。

2章-3

視野障害に関する注意すべき症状の把握

「疾患を見逃さないために注意すべき症状」について運転者に周知する。また、日頃から点呼等で症状の有無を確認し、症状が現れた場合は、眼科精密検査の受診を指導する。

眼科精密検査の受診を指導する

受診時に眼科医に対し予め運転業務に関する情報提供を依頼

眼科医が実施

3章-1~2

眼科精密検査（視力検査、眼底検査、眼圧検査、視野検査等）

3章-3

治療

事業者が実施

4章-4

運転者の運転業務に関する意見を眼科医から聴取

4章-5

個別の状況判断および産業医との相談の上、就業上の措置（運転指導や経過観察等）を講じる

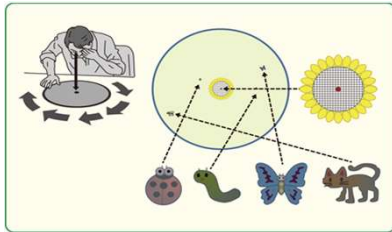
事業者による運転者の視野状態の把握

運転者への理解促進

社内教育や下記の施策例等を活用し、運転者の視野障害に関する理解を促しましょう。

<施策例> 簡易スクリーニング検査手法

クロックチャート



タブレット型視野計



チェックリスト

(最近の運転での出来事)	
1	突然、他の車や歩行者等が目の前に飛び出してきたことがある
2	信号機や標識がわかりづらかったことがある
3	家族や同乗者から危ない運転と指摘されたことがある
4	周囲の車の流れに乗れないことがある
(視力、家族歴等)	
5	強度の近視である
6	暗いところでは見えづらい
7	家族に緑内障の人がいる
8	家族に糖尿病の人がいる

眼科健診の受診と対応

定期健康診断で、視力検査のほか、眼底検査・眼圧検査等（眼科健診）の追加を推奨。健診で異常あり、異常の疑いがある場合は、眼科精密検査の受診を指導してください。

眼底検査	<ul style="list-style-type: none">眼底カメラで眼の奥の構造を撮影します。眼球の奥にある視神経乳頭（神経が集まるところ）、網膜、細い血管の状態を観察します。※散瞳薬を使用しない無散瞳眼底検査では検査後の運転などへの影響はありません。
眼圧検査	<ul style="list-style-type: none">眼球に空気を吹き付け、その反射から眼球の圧力（眼圧）を測定します。眼圧測定を行うために、眼球に直接接触して測定する方法を導入している場合もあります。

視野障害に関する注意すべき症状の把握

運転者に対して「疾患を見逃さないために注意すべき症状」を周知し、日頃から点呼等で確認します。以下の症状がある場合は、眼科精密検査の受診を指導してください。

- 部分的に見えない場所が出現する、見える範囲（視野）が狭くなったと感じる。
- 暗いところで物が見えにくい、物にぶつかりやすい。
- 視力が急激に低下している。
- 視界がかすむようになり、しばしば文字を読み飛ばしてしまう。
- 物が歪んで見える。

下記の「緊急の対応を要する症状（重大疾患の兆候）」が認められる場合には、すぐに運転を中止し、大至急、医療機関を受診するなど緊急の対応が必要です。

- 眼痛、頭痛、吐き気などの急激な発作。
- 黒い影やゴミの様なものが見える。
- 視野の半分が欠ける、視野の中心部分がよく見えない、暗くなる。
- 片方の目が見えない。
- 物が2つに見える。

眼科精密検査と治療

基本(一般)的な検査

屈折検査 視力検査
眼底検査 眼圧検査 など

異常が
疑われる
場合



眼底の画像解析検査

(OCT[光干渉断層計]検査)

視野検査

(精密視野検査、量的視野検査)

異常所見がある場合は、診断結果を踏まえて、治療方針が決定されます。
事業者は疾患の症状や原因・治療方法を理解して、運転者を適切にサポートしましょう。

眼科健診・眼科精密検査における事業者の対応

事業者は、専門医の診断結果、指示を踏まえて、勤務時間の変更や業務の配置転換など
就業における配慮を適切に行いましょう。

ただし、就業上の措置については**運転者に対し不当に差別的な扱いをしてはいけません**。

医師から得るべき情報・指示

業務上の
留意点

適切な
勤務形態

今後の治療等に
関する情報

《事例》

- ◆ 視野障害の内容を踏まえて、運転中にどこに注意するべきか
- ◆ 運転そのものが危険であり、運転を伴わない業務に配置転換する など

※医師の指示を受けるにあたっては、**運転者の業務の特殊性**について説明し、
医師の理解を十分に得ておく必要があります。

視野障害は早期発見・早期治療が重要です。「病気にかかったら運転できなくなるので
は」と考え、受診控えがないよう、職場環境を整備しましょう。

視野障害のリスクの周知・
社内ルールの整備

眼科健診の
受診を促進

視野障害の状態の把握
と症状の管理



本資料は、『自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル』の概要をまとめたものです。
詳しくはマニュアルの本文をご参照ください。

自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル

検索

国土交通省・自動車総合安全情報ウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O3safety/health.html>

